

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年1月27日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
企 画 部	人 事 課	平成25年4月 1日 ～同年9月30日	平成25年11月 8日 ～同年12月19日
	秘 書 課		

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【人事課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていたが、次の点に留意されたい。

(2) 意見

ア 職員が様々な任意団体等の事務を行っているが、地方公務員法により職務専念義務が課せられていることから、職員が行っている団体の事務を掌握し、関与する必要性について検討されたい。

また、各団体の事務に従事する際の職務専念義務の免除の適用について、統一的な取扱いをされたい。

イ 定員適正化計画（少数精鋭計画）に基づき職員数の適正化に努められているが、職員の時間外勤務手当が増加している。

このため職員の適正な配置、外部委託や臨時職員の活用など、様々な視点からその要因を分析されたい。

【秘書課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

秘書課窓口の公金収納事務を、出納員以外の複数の職員が出納員印を共用しているため、取扱った職員を特定することができない。

このため公金収納事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の分任出納員印の配備について検討されたい。